平成２３年（フ）第２０２号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原4936番地６
債務者　古賀　健策
１　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
福島県いわき市泉町滝尻根ノ町81―２　レオパレスグランデューヨシダ201、住民票上の住所福島県いわき市江名字走出174番地の10
債務者　馬目かおり
１　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４２９号
青森市大字浦町字奥野346番地18　シティハイムセラーノ202号
債務者　照井　　新
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
青森県つがる市木造桜川２番地28
債務者　木津　幸子
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
青森県つがる市木造桜川６番地18
債務者　神　　惠子
１　決定年月日時　平成24年１月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２９２８号
名古屋市天白区植田南２丁目131番地
債務者　辻野　里恵
１　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８号
山口市小郡上郷3150番地１　プリムローズＢ105
債務者　中嶋　裕子
１　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
山口市金古曽町６番10号　吉田アパート
債務者　大谷　　豊
１　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
山口市三和町16番７―203号
債務者　安田　　敏
１　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
山口市維新公園６丁目４番５号　スカイアート203号
債務者　河野　哲也
１　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
山口市大内矢田378番地１　ゆあパレスＢ―203号、前住所山口市大内御堀2591番地17カーサＴ201号
債務者　大田　来未
１　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６２号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅３街区１棟209号
債務者　荒木ヒサ子
１　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０２８号
東京都清瀬市中清戸３丁目244―５―101
債務者　水落　章剛
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１０６号
東京都江戸川区西葛西８丁目15―４―802
債務者　成合　利江（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１０７号
東京都新宿区新宿５丁目18―11―402
債務者　粕谷　　剛
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１２１号
東京都品川区西五反田６丁目25―２―213
債務者　宮本　　誠
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１２４号
埼玉県新座市あたご３丁目13―23
債務者　荒川　武親
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部